

北空知衛生センター組合告示第8号

北空知衛生センター組合訓令第2号

北空知衛生センター組合公印規程の一部を改正する訓令を別紙のとおり公布する。

令和8年5月18日

北空知衛生センター組合

組合長 田 中 昌 幸

北空知衛生センター組合公印規程の一部を改正する訓令をここに公布する。

令和8年5月18日

北空知衛生センター組合長 田中昌幸

北空知衛生センター組合訓令第2号

北空知衛生センター組合公印規程の一部を改正する訓令

北空知衛生センター組合公印規程（昭和41年北空知衛生センター組合訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第3条中「及び用途」を「用途、個数及び管理責任者」に改める。

第3条の次に次の2条を加える。

第4条 本規程に定めるものを除くほか、公印の管理、調製、改刻、廃棄及び使用については、深川市公印規程（昭和38年深川市訓令第2号）に規定する深川市の例による。

第5条 この規程に定めるもののほか、公印の取扱いについて必要な事項は、組合長が別に定める。

別表を次のように改める。

別表（第3条関係）

公印名	ひな形	書体	寸法	用途	個数	管理責任者
北空知衛生センター組合之印	い	てん書	方25 ミリメートル	公文書用	1	事務局長
北空知衛生センター組合長之印	ろ	てん書	方21 ミリメートル	公文書用	1	事務局長
					1	深川市市民生活課長
					1	深川市多度志支所長
					1	妹背牛町住民課長
					1	秩父別町住民課長
					1	北竜町こども・くらし 応援課長
					1	沼田町住民生活課長
北空知衛生センター組合長職務代理者之印	は	てん書	方18 ミリメートル	公文書用	1	事務局長
北空知衛生センター組合会計管理者之印	に	てん書	方18 ミリメートル	公文書用	1	会計管理者

備考：管理責任者のうち構成市町の職員は、組合併任職員とする。

い

北 空 知
衛生センター
組 合 之 印

ろ

北空知衛生
セ ン タ ー
組 合 長 之 印

は

北空知衛生
セ ン タ ー
組 合 長 職 務
代 理 者 之 印

に

北空知衛生
センター組合
会 計 管 理 者
之 印

附 則

この規程は、令和8年5月18日から施行する。